

## 障害児家庭に訪問保育 都内の2区で4月から開始

重症心身障害児や医療ケアの必要な子供の居宅に訪問し保育を提供する事業「障害児訪問保育アニー」を、認定NPO法人フローレンスが今年4月から東京都新宿区と豊島区で始めた。

4月から始まった子供・子育て支援新制度で創設された地域型保育事業の1つ、「居宅訪問型保育」として実施する。利用者は認可保育所と同様に収入に応じた保育料を払う。

フローレンスは2014年9月に杉並区で「障害児保育園ヘレン」を開いた。開園前から定員数を大幅に超える入園希望や問い合わせが殺到したという。

フローレンスによれば、訪問型保育であれば施設のように定員もなく、より多くの家庭を支援できる

という。アニーは訪問看護ステーションと連携し、子供のニーズに応じた保育と訪問看護サービスを提供する。地域の保育園と連携し療育施設への送迎やほかの子供との交流も図る。

保育は月～金曜日の午前8時から午後6時までで、1日最大8時間の利用が可能。対象は重症心身障害児、知的障害児、肢体不自由児などで、医療ケアは胃ろう・腸ろう・経管栄養に対応する。

フローレンスの駒崎弘樹・代表理事は「子供に障害があるというだけで母親たちが働けない不公正な社会をこの事業で変えたい」とする。

(福祉新聞・第2713号 2015年4月27日)